

令和3年度 第二期子育て応援プランの実施状況および評価について

- 令和3年度 第二期子育て応援プランの実施状況について、飯田市社会福祉審議会児童福祉分科会に対し下記および別紙のとおり報告し、次のように評価を受けた。

令和3年度第二期子育て応援プランの実施状況について、各事業の実施状況および評価は了とする。「合計特殊出生率」がプラスになるなど改善もみられるので、引き続き各事業を推進されたい。

市の子育て支援環境が改善されてきていることについて、更に周知を図られたい。

1 成果指標

計画の達成状況を評価する「成果指標」について、下記のとおり現状値（平成30年度）と令和3年度実績を比較すると、「合計特殊出生率」は0.07ポイント低下し、「0歳から14歳までの人口」は940人少なくなり、「子育てしやすいまちだと思ふ割合」は7.3ポイント、「子どもを産みやすい環境のまちだと思ふ人の割合」は2.8ポイント高くなりました。

また、令和2年度実績と比較すると、「合計特殊出生率」は0.01ポイント高くなりましたが、「0歳から14歳までの人口」は313人少なくなり、「子育てしやすいまちだと思ふ割合」は0.4ポイント、「子どもを産みやすい環境のまちだと思ふ人の割合」は3.9ポイント低下しました。

○子育て応援プランの成果指標

評価項目	令和3年度実績 ^{※1}	現状値 (平成30年度)	令和2年度実績	目標値 (令和6年度)
合計特殊出生率	1.65 ^{※2}	1.72	1.64	1.84
0歳から14歳までの人口	12,135人	13,075人	12,448人	12,507人
子育てしやすいまちだと思ふ割合	71.2%	63.9%	71.6%	66.0%
子どもを産みやすい環境のまちだと思ふ人の割合 ^{※3}	36.0%	33.2%	39.9%	40.0%

※1 令和3年度市民意識調査結果。 ※2 推計値。令和4年10月に確定予定。 ※3 20歳-49歳の回答。

○令和3年度実績と現状値、前年度実績、目標値との比較

評価項目	令和3年度実績 ^{※1}	現状値との比較 (平成30年度)	令和2年度実績との比較	目標値との比較 (令和6年度)
合計特殊出生率	1.65 ^{※2}	△0.07	+0.01	△0.19
0歳から14歳までの人口	12,135人	△940人	△313人	△372人
子育てしやすいまちだと思ふ割合	71.2%	+7.3%	△0.4%	+5.2%
子どもを産みやすい環境のまちだと思ふ人の割合 ^{※3}	36.0%	+2.8%	△3.9%	△4.0%

2 令和3年度評価

コロナ禍の長期化により、「合計特殊出生率」のほかは前年度と比べ好転していないが、これはコロナ禍の生活が長期化することで、子育て環境に不安を感じている状況であると推測しています。「子育てしやすいまちだと思ふ割合」のほかは、令和6年度の目標値に届いていない状況ですが、各事業の実施状況は別紙のとおり昨年度より工夫しながら実施してきた事業が多いことから、各施

策の評価は次のとおり良好または概ね良好と評価しています。事業の推進により、各指標の数値の低下はある程度抑えられたと考えています。

ヤングケアラーなどプランには無い新たな課題も出てきています。0歳人口は前年度比10人増のプラスに転じるなど、良い兆候があります。目標値に向けて他のコロナ対策の施策などと合わせて、より効果的となるように引き続きプランの各事業を推進してまいります。

3 基本目標ごとの施策の主な実施状況(抜粋)および評価

【評価】

各施策の評価について、各事業の実施状況が令和2年度と比べて、

- 進捗した：良好、○継続実施：概ね良好、○実施したが前年度を下回った：やや良好、○未実施：未達

を基準として、各担当課の評価をもとに評価しました。

【グラフの数値】

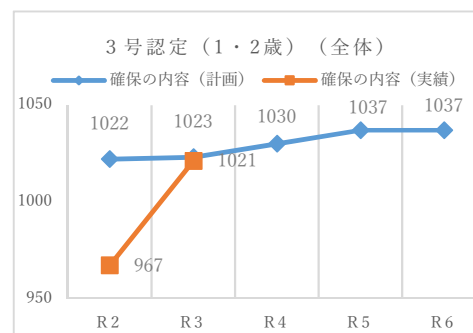
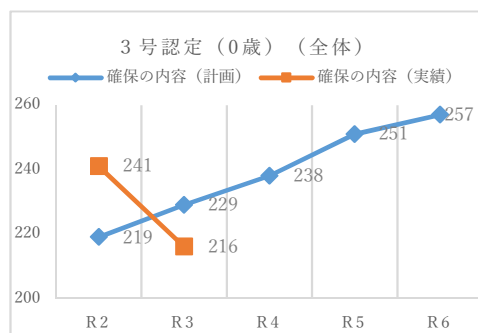
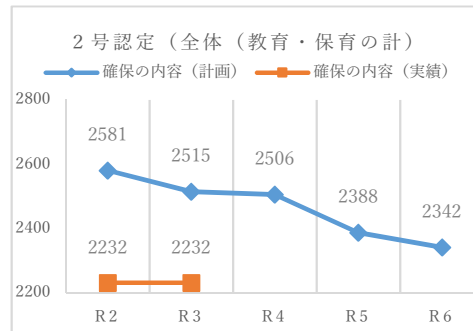
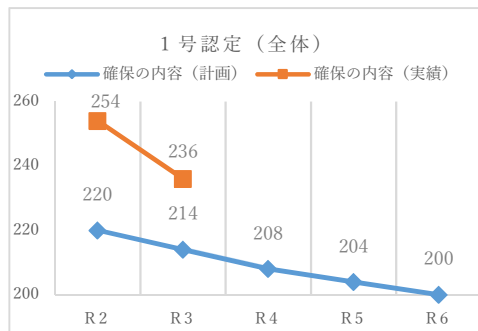
事業一覧の一部に対して、「参考指標または項目」を設定しており、平成30年度時点での数値を基とし、各年度または令和6年度時点での想定される事業規模を示す指数であり、目標値ではありません。また、各グラフは、「参考指標または項目」が設定されているものの中から、抜粋して記載してあります。

基本目標1 子ども子育て支援の推進

施策の方向性

①教育・保育事業の充実を図ります。(評価:概ね良好)

教育保育事業の確保については、グラフのとおり1号認定は計画より22人多くなり、利用定員が確保できておりませんが、認定こども園の弾力的な対応により、量の見込みを確保しました。また、2号認定・3号認定については、中学校区域間での入所調整により、保育需要に対する利用定員の確保ができていて、待機児童は0人です。



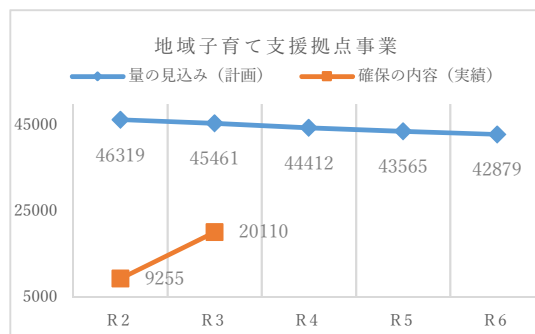
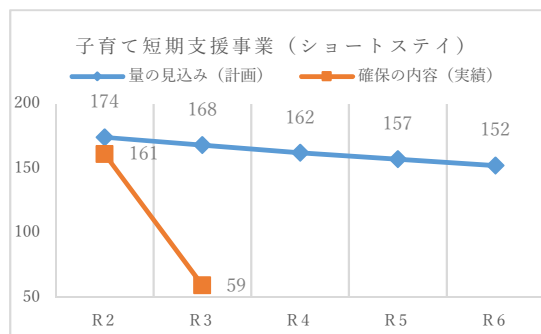
注) 1号認定:保育に必要な事由(親の就労、出産など)に該当しない満3歳以上児

2号認定:保育に必要な事由(親の就労、出産など)に該当する満3歳以上児

3号認定:保育に必要な事由(親の就労、出産など)に該当する満3歳未満児

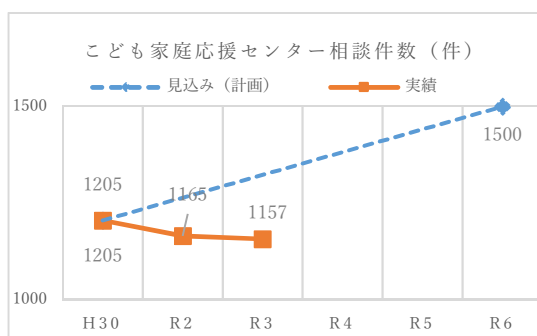
②在宅育児応援サービスを充実します。(評価:良好)

地域子ども・子育て支援事業の各事業については、コロナ禍の影響により事業の一時中断するなど計画値を大きく下回る(子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業など)事業もありましたが、子育ての孤立を防ぐため、コロナ禍においても工夫しながら事業を継続しました。



③児童虐待防止対策を推進します。(評価:概ね良好)

子育て支援ネットワーク協議会運営として、前年同様に実務者会議を年4回、個別ケース会議を随時開催することで児童の安全管理とケース進行管理を行い、相談内容に沿った対応により迅速に支援体制を整え、児童虐待の防止及び抑止につなげることに努めました。

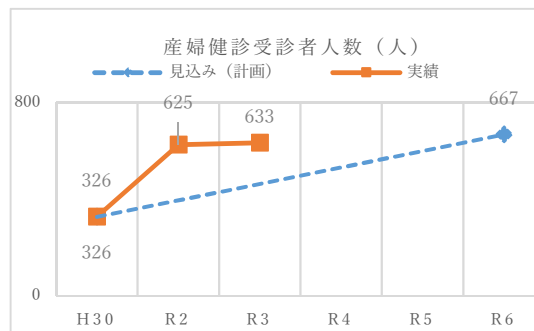
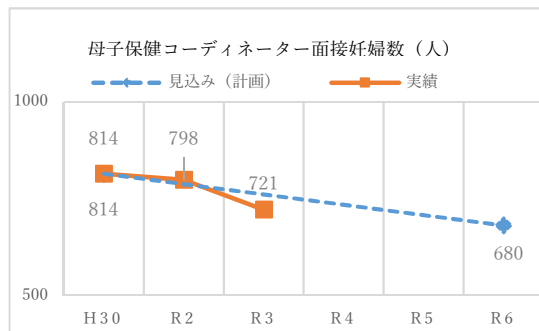


基本目標2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

施策の方向性

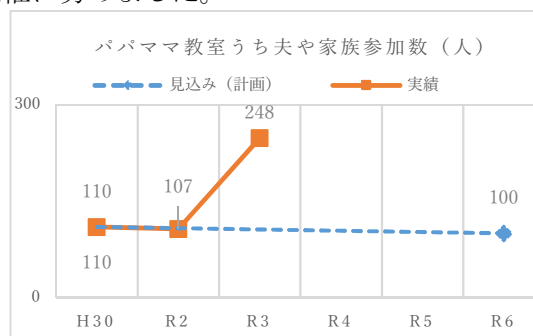
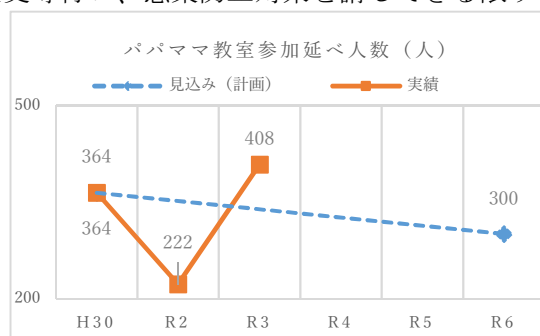
①結婚・出産・子育ての希望に寄り添う相談・支援体制を推進します。(評価:良好)

母子保健コーディネーターにより、子育て応援アンケートを用いて妊娠届時に全妊婦の面接相談、産科電子カルテ連携システムの環境設定作業を年度末に再開、乳幼児健診の1回あたりの受診者数を減らしてきめ細やかな相談ができる体制を整えるなど産前産後の継続的な支援を行いました。



②子育ての学びあいを推進します。(評価:良好)

乳幼児学級やパパママ教室などコロナ感染症の影響で中止にした期間があったが、会場、内容の変更等行い、感染防止対策を講じできる限りの開催に努めました。



基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策の方向性

①いいだ型自然保育を推進します。(評価:良好)

「いいだ型自然保育」の魅力発信として、リーフレットを配布するほか新たに和田保育園のPR動画及び遠山郷2園(上村・和田保育園)の自然保育PR冊子を作成しました。

平成29年10月に認定を受けた「信州やまほいく認定園(普及型)」の更新に向けて、改めて当該事業の理念や県内の保育所等における先進的な取り組み等を学ぶため、長野県こども・家庭課の自然保育普及推進員に講師を依頼し、公立保育園園長・主任を対象にオンライン研修会を実施しました。

市内民間保育所等へ「信州やまほいく」認定について、働きかけを行いました。(令和4年度新規認定予定園3園。)

②環境教育を推進します。(評価:概ね良好)

昨年同様、継続実施しました。

③コミュニティスクールを推進します。(評価:良好)

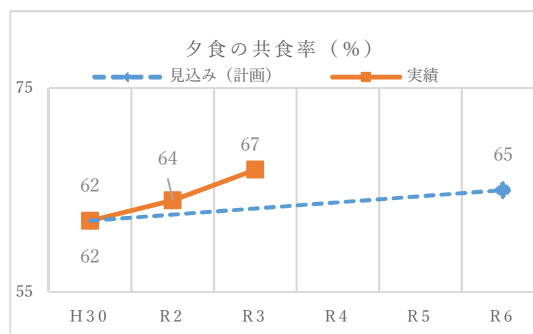
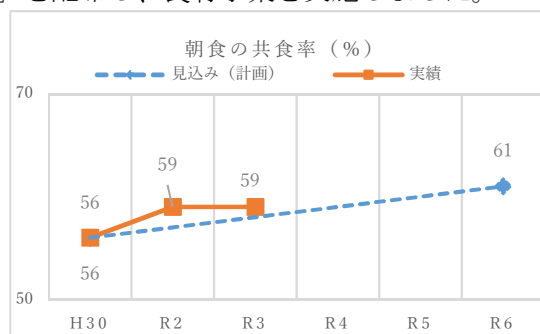
7か月児相談での絵本プレゼント「はじめまして絵本」を533名に実施したほか、R3年度より新規事業として4歳児(年中児)への絵本プレゼント「おともだち絵本」を開始し、保育所等を通じて801名に絵本プレゼントを実施しました。

④放課後子どもプランを推進します。(評価:概ね良好)

昨年同様、継続実施しました。

⑤食育活動を推進します。(評価:良好)

朝食と夕食を家族と一緒に食べる共食率については、平成30年度と比較して朝食、夕食ともに目標値を上回りました。市内保育園、幼稚園(私立含む)26園に「市田柿」と「市田柿パンフレット」を配布し、食育事業を実施しました。



基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進

施策の方向性

①夫婦が、お互いを尊重しあいながら子育てと仕事を両立する働き方を提唱します。(評価:概ね良好)

昨年同様、継続実施しました。

②介護と子育ての両立のための相談支援を推進します。(評価:良好)

重層的支援体制整備事業の開始により、複雑・複合化した相談に対応する「福祉まるごと相談窓口」を設置し、他機関が協働した包括的な相談支援体制を整えました。

③事業所経営にとって「ワーク・ライフ・バランスのとれた職場づくりが労働人材の確保につながる」との啓発を推進します。(評価:良好)

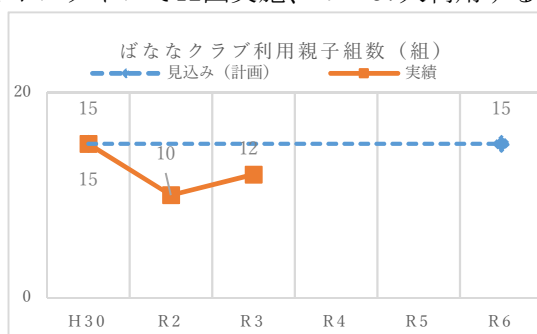
就職してから3～5年程度経過した若手社員を対象としたキャリアデザイン講座を実施したほか、ライフスタイルや子育てについて夫婦で話し合ってもらうことを目的とした冊子をパパママ教室参加者へ200部配付しました。

基本目標5 きめ細やかな支援の推進

施策の方向性

①特別な配慮が必要な子どもへの、寄り添い型支援を推進します。(評価:良好)

昨年同様、早期発見、早期支援の継続実施を行ったほか、入園前発達支援学級「ばななクラブ」をオンラインで12回実施、のべ57人利用するなど、コロナ禍でも途切れない支援を行いました。

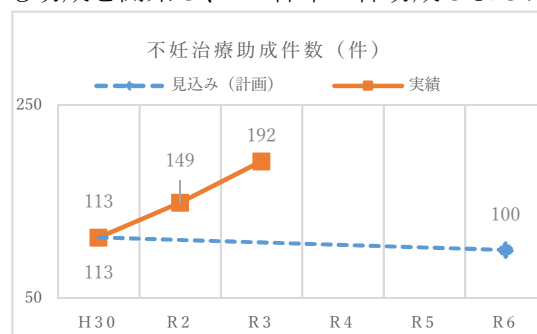


②ひとり親家庭の自立と、進学・就職の夢をサポートします。(評価:概ね良好)

児童扶養手当の支給や高等職業訓練促進支給を継続実施したほか、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、児童扶養手当の受給者等(低所得のひとり親世帯)に対する特別給付金を支給しました。

③子育てに係る経済的負担を軽減します。(評価:良好)

医療保険が適用されない特定不妊治療に加え、令和3年1月以降の不妊検査と一般不妊治療についても助成を開始し、192件中48件助成しました。



基本目標6 地域のみんで支え合う子育て・子育ての推進

施策の方向性

①「地域の子を地域で育てる」子育て支援の地域づくりを推進します。(評価:良好)

民生児童員・主任児童委員により、4カ月児のいる家庭に対し家庭訪問を希望する家庭に対して家庭訪問を引き続き訪問活動を継続していましたが、感染症警戒レベル5のときは、一時訪問を中止せざるを得ず、また訪問先に訪問を断られるなど対応に苦慮することがありました。

②安全安心なまちづくりを推進します。(評価:概ね良好)

昨年同様、継続実施しました。

③地育力による子育て応援を推進します。(評価:概ね良好)

昨年同様、継続実施しました。

④教育・保育人材の確保を、地域の中から発掘します。(評価:概ね良好)

幼児教育・保育人材コーディネーターを1名配置し、人材を必要とする園とのマッチングを行いました。また、県内の保育士養成校に私立保育園の関係者と一緒に訪問し、多種多様な保育園があることや就職時における経済的支援の取り組みなど養成校を通じて保育士を目指す学生に発信、飯田女子短期大学と協働し、保育士資格を持たない保育補助員のスキルアップを図る保育補助員支援員研修を実施、保育士を目指す長期休暇中の高校生や短大生等を対象に、公立保育園でアルバイト雇用、民間保育所等における幼児教育保育人材の採用と定着への取り組みに対して、各種支援を行うなど、様々な方法で、地域の中から人材を発掘、確保しました。

4 報告のスケジュール

- (1) 7月8日(金) 児童福祉分科会による審議・評価(実施済)
- (2) 8月8日(月) 部長会議(評価結果の報告)
- (3) 9月定例議会社会文教委員会協議会(評価結果の報告)
- (4) 議会後、市のホームページ・子育てネットへの評価結果の掲載

5 飯田市社会福祉審議会児童福祉分科会の役割

(1) 子ども子育て支援法第77条に基づく合議機関

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(中略)

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(中略)

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(2)次世代育成支援対策推進法に基づく地域協議会

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね1年に1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(中略)

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

(3)飯田市社会福祉審議会条例

(専門分科会)

第8条 専門分科会は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める事項を調査及び審議する。

- 一 児童福祉分科会 児童、母子家庭、父子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に規定する事項を含む。)

以上